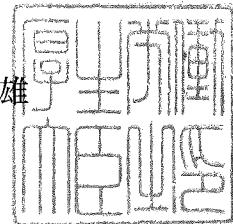


厚生労働省発食安1009第1号
平成24年10月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 三井辨雄



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成24年10月9日付け24消安第3310号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成24年10月9日付け24消安第3009号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

マイコプラズマ・ハイオニューモニ工感染症（アジュバント・油性アジュバン
ト加）不活化ワクチン（マイコプラズマ・ハイオニューモニ工 J株190
22-001 不活化菌）

